

ゆうせい共済

Contents

- こんなときは共済組合のサービスをご利用ください…… 2～5
- 共済組合のサービス内容(助成関係)…………… 6
- 特定健診受診券を交付しました!…………… 7
- 被扶養者の認定・認定取消しには手続きが必要です!…… 8～9
- 骨折で接骨院にかかる時の注意点…………… 8
- 地方自治体から医療費助成を受けている方へ…………… 10
- 共済掛金等の徴収対象が変わりました…………… 11
- 組合員証(保険証)等は必ず返納してください…………… 12
- 組合員証(保険証)等は必ず携帯しましょう!…………… 12

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各手続きを迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある
担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL **0120-97-8484** 受付時間:
午前9時～午後6時
〔土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く〕

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えないようお願いします。

③ ホームページ

各種サービス内容の詳細や手続き方法等がご覧いただけます。
また、各種手続き様式もダウンロードできますのでご利用ください。

日本郵政共済組合は、『がん対策推進企業アクション』の
推進パートナーに登録されました。

こんなときは共済組合の サービスをご利用ください

日本郵政共済組合で行っている主なサービスについていくつかご紹介します。詳しい内容や手続きの方法については共済組合ホームページをご覧ください。コールセンター（0120-97-8484※通話料無料）までお気軽にお問い合わせください。

ライフステージ別

入社するとき

入社時に家族を扶養に入れたいとき

被扶養者の届出

被扶養者の届出について詳しくはP8を見てね!

団体積立年金保険（拠出型企業年金保険）に加入したいとき

※加入資格・募集期間がありますのでコールセンターにお問い合わせください。

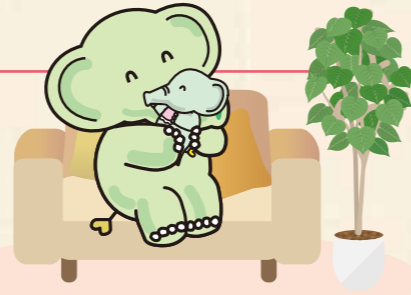
団体積立年金保険「みらい」の加入申込



結婚するとき

結婚をし、家族を扶養に入れたいとき

被扶養者の届出



出産するとき

生まれた子を扶養に入れたいとき

被扶養者の届出

組合員本人又は、その被扶養者が出産したとき

出産費・家族出産費の請求

産前産後の特別休暇中に、手当の減額などで給与が一定額を下回ったとき

出産手当金の請求

組合員が産前産後の特別休暇を取得したとき

産前産後休業等期間掛金免除の申出

産前産後の特別休暇から復帰後に、3歳未満の子を養育しており、お子様の養育のために給与が下がったのに共済掛金が高いままのとき

標準報酬産前産後休業終了時改定の申出

3歳未満の子を養育し、産前産後休業終了時の改定を申し出たことなどにより、将来の年金額の基礎となる標準報酬が下がったとき

3歳未満の子を養育する旨の申出

※育児休業を取得しない場合のみ

育児休業のとき

組合員が育児休業を取得したとき

- 育児休業等期間掛金免除の申出
- 団体積立年金保険「みらい」の掛金払込方法変更の申出
- 共済貸付并済金の并済方法変更の申出

掛金や将来の年金額に影響するから届出を忘れないようにしないとね!

3歳未満の特例?

終了時改定?



育児休業から復帰後に3歳未満の子を養育しており、お子様の養育のために給与が下がったのに共済掛金が高いままのとき

標準報酬育児休業等終了時改定の申出

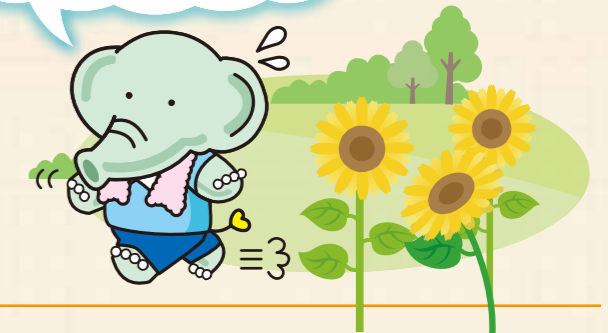
3歳未満の子を養育し、育児休業等終了時改定を申し出たことなどにより、将来の年金額の基礎となる標準報酬が下がったとき

3歳未満の子を養育する旨の申出

人間ドック等を受けたとき

要件を満たしていれば助成金を請求することができます。

各種助成金関係についてはP6を見てね!



退職のとき

退職後も共済組合に加入したいとき

任意継続組合員となるための申出

※継続できるのは健康保険に限ります。

「みらい」積立金の受取手続きをするとき

団体積立年金保険「みらい」の手続

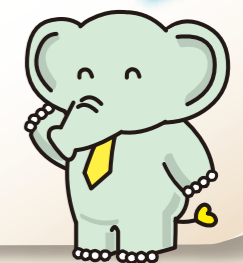
??そぼくなギモン??

標準報酬ってなに?

毎月の給与から控除される掛金等や給付額を計算するときの基礎となる額のことをいいます。毎年9月に改定されます。皆さんの給与明細の右下に書いてありますので見てみてくださいね。

短期共済標準報酬月額	平成**年**月	***,***
厚生年金等標準報酬月額	平成**年**月	***,***

たとえばこんな感じだゾウ

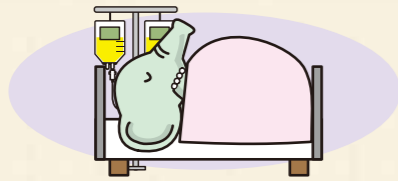


こんなときは共済組合の サービスをご利用ください

万が一のとき

病気やけがのとき

医療費が高額になると見込まれるとき
限度額適用認定証の発行申請



特定疾病により療養を必要とするとき
特定疾病療養受療証の発行申請

組合員証(保険証)又は被扶養者証(保険証)を使用せずに医療機関等を受診したときや治療用装具を購入したとき
療養費の請求

緊急措置のため医師の指示により移送されたとき
移送費の請求
※給付要件を全て満たしており、かつ共済組合が認めたときに給付されます。

高額な医療費を負担したが、共済組合から送金がなかったとき
高額療養費及び附加給付の請求
※共済組合からの送金には4か月程度かかります。

共済組合加入中に起こった病気やけがによって障害の状態になったとき
障害厚生年金の請求
※要件等はホームページをご覧ください。また、コールセンターまでお問い合わせください。

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額を超えたとき
【対象期間】8月から翌年7月までの1年間 高額介護合算療養費の請求

休業のとき

仕事上の病気やけが以外で仕事を休み、給与が一定額を下回ったとき
傷病手当金の請求

被扶養者の病気やけが、配偶者の出産などで「欠勤」したとき
休業手当金の請求

災害のとき

組合員又は被扶養者が住居や家財に損害を受けた場合
災害見舞金の請求

離婚のとき

結婚から離婚までの間の年金記録の分割を希望するとき
離婚時における年金分割

??そほくなギモン??

共済組合の用語

組合員：共済組合加入者(社員)ご本人のことです
被扶養者：共済組合から被扶養者証(保険証)の交付を受けたご家族のことです
任意継続組合員：退職時から引き続き共済組合に加入する申出をした組合員のことです(「任継」と略すことがあります)

被扶養者になるためには収入限度額などいくつかの要件があるから注意が必要だよ。



死亡のとき

業務外の事由で組合員又は被扶養者が死亡したとき
埋葬料・家族埋葬料の請求

災害で組合員又は被扶養者が死亡したとき
弔慰金・家族弔慰金の請求

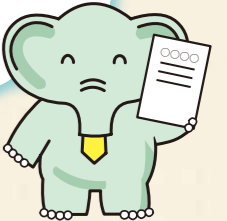
任意継続組合員本人が死亡したとき
任意継続組合員脱退申出及び掛金の還付請求

遺族が厚生年金を請求するとき
遺族厚生年金の請求
※要件等はホームページをご覧ください。また、コールセンターまでお問い合わせください。

公的年金の補完

団体積立年金保険(拠出型企業年金保険)に加入したいとき
団体積立年金保険「みらい」の加入申込
※加入資格・募集期間がありますのでコールセンターにお問い合わせください。
※年一回の募集時に口数変更等を行うことができます。

様式はホームページからダウンロードするか、コールセンターに相談してね。



貸付を受けられる範囲には制限があります。また、厳重な審査があるので期間に余裕を持って申請してね。



お金が必要なとき

貸付金の用途	貸付の種類	要件
引越しや商品の購入	普通貸付(一般又は物資)	組合員期間が継続して6か月以上
住宅の購入	一般住宅貸付	組合員期間が継続して3年以上
	特別住宅貸付	組合員期間が継続して20年以上 【利用できる方】(①~②のいずれかに該当) ①2年以内に自己都合退職を予定している組合員 ②5年以内に定年退職を予定している組合員
	提携住宅ローン	コールセンターへお問い合わせください
入学金や授業料	特別貸付(教育)	組合員期間が継続して6か月以上
挙式、披露宴、新婚旅行等	特別貸付(結婚)	
災害を受けた建物等の修繕をするとき	特別貸付(災害)	
葬儀、墓地の購入等	特別貸付(葬祭)	
医療費	特別貸付(医療)	

各種給付等の詳細・手続等はホームページをご覧ください。

郵政共済

検索

共済組合のサービス内容（助成関係）

特定健康診査・特定保健指導

40歳以上の組合員及び被扶養者を対象に、生活習慣病を予防・発見するための特定健康診査と、内臓脂肪症候群の改善・予防を目的とする特定保健指導を実施しています。

※組合員(任意継続組合員を除く。)は、各社で実施する定期健康診断をもって特定健康診査としますので、別途受診する必要はありません。

人間ドック・がん検診助成

人間ドック、がん検診又は脳ドックを受検した時、以下の要件のほか、検査項目（詳細はHP参照）を満たしている場合に限り、助成を受けることができます。請求期限は受検日から起算して2年です。

どんなとき	対象者	年齢要件	助成額
人間ドックを受けたとき	組合員(注1)	毎年11月頃に、各社で募集している人間ドックのみ助成対象です。自己負担額は、検診費から共済助成額を差し引いた後の金額となっていますので、共済センターへの請求は不要です。(募集要項参照)	
	組合員(注1)の被扶養配偶者	満35歳以上(注3)	上限 16,000円
	任意継続組合員本人	満35歳以上(注4)	上限 20,000円
がん検診を受けたとき	組合員(注1)本人又は被扶養者(注2)	満30歳以上(注3)	上限 3,500円
	任意継続組合員本人	満30歳以上(注4)	
脳ドックを受けたとき	組合員本人(注1)	満30歳以上(注3)	上限 20,000円
	任意継続組合員本人	満30歳以上(注4)	

(注1) 任意継続組合員を除きます。 (注2) 任意継続組合員の被扶養者を除きます。

(注3) 検診日当日

(注4) 検診を受ける年度の4月1日時点

宿泊助成

チェックイン時に、助成を受けられる方の組合員証(保険証)または被扶養者証(保険証)を提示すると、割引を受けられる場合があります。

宿泊施設	助成対象者	割引額
かんぼの宿・かんぼの郷・ラフレさいたま	組合員及び被扶養者	1泊1名につき1,500円
KKRホテルズ&リゾート	組合員及び被扶養者	各宿泊施設にお問い合わせください。

レクリエーション行事への助成

日本郵政グループ各社で行われる以下の行事に対して助成を行います。

詳細は、ホームページに掲載している「[日本郵政共済組合 レクリエーション行事利用手順](#)」をご確認ください。

助成対象の費用等、細かな要件があります。

助成対象の行事	助成額
社内レクリエーション行事	参加組合員数 × 1,000円 を限度とした実費
サークルレクリエーション行事 (日本郵政グループのレクサークルが主催のレク)	ア 全国大会 参加組合員数 × 13,000円 を限度とした実費
	イ 地方大会 参加組合員数 × 3,000円 を限度とした実費

〈助成担当〉

特定健診受診券を交付しました

特定健康診査とは

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防するための健診です。受診券と被扶養者証（保険証）又は組合員証（保険証）を実施機関へ提示すると**無料**で受けることができます。

対象者

以下の①～②すべてに該当する方

- ①平成29年度中に満40～75歳に達する方（75歳に達する方は誕生日の前日まで）
- ②平成29年4月1日現在資格を有する被扶養者（任意継続組合員含む）及び任意継続組合員本人

送付時期

本年6月～7月中旬頃

※組合員または任意継続組合員のご自宅あてに送付しています。

利用方法

①受診券の到着⇒②実施機関を決める（ホームページからもご覧になれます）⇒③受診券と被扶養者証（保険証）又は組合員証（保険証）を実施機関へ提示し、受診する⇒④結果を受け取る
※受診券を持参しない場合は、受診費用を全額自己負担していただくこととなりますので、ご了承ください。

更に!

受診券を使って人間ドックを受検すると、特定健診の費用分を窓口で割引（※）を受けられる場合があります。この機会に実施機関へ予約し、受診しましょう!

※詳細はホームページの

ホームページ ▶

特定健康診査・特定保健指導 ▶

特定健康診査・特定保健指導の実施について

をご覧ください。

アンケートに答えると

あなただけのオリジナル健康冊子を差し上げます!!

特定健康診査受診券の送付時に同封しているアンケートに、健康診断の結果等の写しを貼付(又は書き写す)の上、回答いただくと、ご回答内容を反映した**あなただけのオリジナル健康増進冊子**（回答不足の項目等がある場合は、一般的な健康情報冊子となります。）を差し上げます!

アンケートの提出期限:平成30年1月31日(水)

同封の返信用封筒に封入・封かんし、差出してください（郵便料金は共済組合が負担します。）。

※1返信用の封筒には、アンケート及び結果以外の書類は同封しないでください。

※2結果が共済組合に到着してから、健康増進冊子の送付まで、2か月ほどかかりますのでご了承ください。

※3受診券に同封している回答用紙は、使用時まで大切に保管してください。

なりたい自分BOOK

あなただけの「なりたい自分BOOK」の完成です!

このページをのりこめてみましょう!
まずは、あなたの健康情報と生活習慣のアンケートが
戻されています。
ここでは、今のあなたの健康状態を詳しく知ることで、
そしてこのページから、「なりたい自分」を創るために
今、あなたに必要な生活改善のポイントを紹介しています。
「なりたい自分BOOK」で生活習慣を見直し、
健康づくりに役立てましょう!



被扶養者の認定・認定取消 しには手続が必要です!

右表の事例が生じた場合には、必ず被扶養者申告書及び確認資料を提出して手続を行ってください。
 なお、被扶養者の要件を欠いた場合は、認定取消しの手続をしなければなりません。

! 20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届」
 認定取消しの場合は、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」も併せて提出してください。

! 認定の手続をしないと被扶養者証(保険証)は発行されません。

認定は事実発生日の翌日から30日を超えると事実発生日まで遡って認定されませんのでご注意ください。



ゆうぞうからのお願い

手続を怠ると医療費の返納や国民年金の未加入期間が生じる等、不利益が生じる場合があります。

手続に必要な資料

- 被扶養者申告書
- 確認資料(下記参照) ※住民票、住民票除票はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

事例	認定に必要な確認資料	認定取消しに必要な確認資料
採用	生計同一であること、収入を確認できる資料(例:住民票、所得証明書等)	
結婚又は離婚	結婚(離婚)日、収入を確認できる資料(例:婚姻(離婚)届受理証明書、所得証明書等)	離婚(結婚)日を確認できる資料(例:離婚(婚姻)届受理証明書又は戸籍謄本)
出生又は死亡	出生日を確認できる資料(例:住民票等)	死亡日を確認できる資料(例:死亡診断書等)
同居又は別居	同居を確認できる資料(例:住民票)	別居を確認できる資料(例:住民票又は住民票除票)
扶養替	扶養替する理由が確認できる資料(例:収入逆転の時は夫婦の前年分源泉徴収票等)	扶養替する理由が確認できる資料(例:収入逆転の時は同月の給与明細書等)
収入の増加又は減少	減少(収入が限度額※未満)を確認できる資料(例:様式「給与等証明書[認定用]」等) ※ 限度額:月額108,334円、かつ、年額130万円 60歳以上の公的年金受給者及び障害年金受給者は月額150,000円、かつ、年額180万円	増加(収入が限度額※以上)を確認できる資料(例:様式「給与等証明書[取消用]」等)
就職又は退職	退職日を確認できる資料(例:辞令又は離職票等)	就職日を確認できる資料(例:辞令又は健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)等)
他の社会保険に加入又は資格の喪失	他の社会保険の資格を喪失した日を確認できる資料(例:他の社会保険の資格喪失証明書)	他の社会保険に加入した日を確認できる資料(例:健康保険証等)
扶養家族の自立		自立を確認できる資料(例:所得証明書、様式「給与等証明書[取消用]」、事実申立書等)
雇用保険の受給開始又は受給の終了	受給終了(日額3,612円以上)を確認できる資料(例:雇用保険受給資格者証(全ページ))	受給開始(日額3,612円以上)を確認できる資料(例:雇用保険受給資格者証(全ページ))
自営業の開廃業	廃業を確認できる資料(例:廃業届、直近の確定申告書)	開業等を確認できる資料(例:開業届、契約書等(開店日が分かるもの))
障害認定による後期高齢者医療制度への加入		後期高齢者医療制度へ加入したことを確認できる資料(例:後期高齢者医療受給者証※) ※ 満75歳に達した場合は確認資料不要

骨折で接骨院にかかる時の注意点

骨折の治療ができるのは医師だけということをご存知ですか?

接骨院は皆さんの身近にあり気軽に利用できるのですが、接骨院を訪れたことのある方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

接骨院は、昔から「ほねつぎ」「整骨師」として広く知られていますが、正式には「柔道整復師」という名称であり、医師ではありません。

したがって、骨折をして接骨院へ行っても医師の同意書がなければ保険診療扱いでかかることはできません。

※ 応急手当は除きます。

医師と柔道整復師の違いは次のとおりです。

項目	医師	柔道整復師
国家資格	ある	ある
根拠法	医師法	柔道整復師法
分類	医療行為(治療)	医療類似行為(施術)
検査・手術・投薬	できる	できない

柔道整復師は医師ではないため、その行為は「施術」と呼ばれます。柔道整復師は打撲、捻挫、脱臼、骨折といった損傷に対して、手術や薬品の投与を行わず、人間が持つ治癒力を利用して患部を固定するなどの方法で施術を行います。

医師と柔道整復師では資格が違うので、ご自身の症状に合わせて、どちらにかかるかを判断してください。

〈 給付担当 〉

〈 被扶養者担当 〉

地方自治体から医療費助成を受けている方へ

都道府県や市区町村などの地方自治体から医療費の助成を受けた場合、その受けた限度において共済組合から高額療養費等は支給いたしません(国家公務員共済組合法第60条)。

上記法令に基づき、特に高額療養費と地方自治体からの医療費助成の二重給付を防ぐため、以下の助成制度の**受給者証の写しを共済センターあてに提出**してください。

また、受給者証の写しの余白又は裏面に、組合員番号、氏名及び日中つながる連絡先をご記入ください(ただし、子ども医療費助成制度については提出は不要です)。

なお、後日二重に給付を受けられていることが判明した場合、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくこととなります(※共済組合へ返納する場合、払込手数料は組合員負担となります)。

～地方自治体助成制度の名称(例)～	「受給者証の写し」の提出先
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者医療費助成制度 (障害者手帳等をお持ちの方) ●ひとり親家庭医療費助成制度 ●妊産婦医療費助成制度 など <p>※自治体ごとに制度の名称は異なります</p>	<p>〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 給付担当あて</p> <p>※子ども医療費助成制度の受給者証の写しは、提出不要です</p>

高額療養費等の送金を停止している場合があります

高額療養費等の支給は、診療報酬明細書(以下「レセプト」といいます。)により当該給付金を算定するため、**組合員様から請求書を提出していただくことなく**、診療から最短4か月(※注)で共済組合に登録されている組合員様のゆうちょ銀行口座に直接送金しています。

ただし、地方自治体の医療費助成を受けている場合は、上記取扱いを停止し「高額療養費・附加給付請求書」と併せて自己負担された金額の分かる書類を提出していただいております。

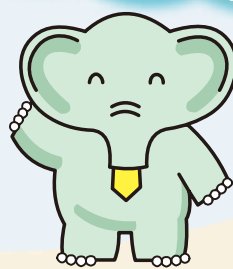
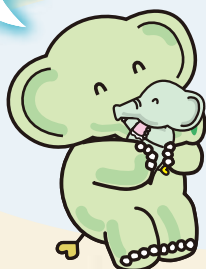
ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えているが、高額療養費等が送金されていない方は、コールセンターあてにご照会ください。

なお、給付事由が生じた日から2年間請求を行わなかった場合、時効により給付を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

※注:共済組合にレセプトが遅れて到着した場合等、送金に4か月以上の日数を要することがあります。

子ども医療費助成制度
(15才以下はほとんどの自治体で実施)
を受けている場合、
届出はいらないのかしら?

子ども医療費助成制度は
各自治体で実施されているため、
共済組合では対象年齢まで高額療養費等の支給を
停止しています。
そのため、届出は不要となりました。



〈給付担当〉

共済掛金等の徴収対象が変わりました

(注) 共済掛金等とは、(短期、介護)、厚生年金保険料、退職等年金掛金のことです。

これまでもお知らせしてきましたとおり、平成27年10月に施行された被用者年金一元化法により、当共済組合の組合員の皆さまが加入していた共済年金は厚生年金に統合されました。

厚生年金と共済年金では、掛金等の徴収の対象となる一時金等が異なっていましたが、厚生年金に揃えるために以下のとおり取扱いを変更しました。

その結果、平成29年4月から、それまで共済掛金等の徴収対象ではなかった一時金等も、一部を除き報酬又は期末手当等として徴収の対象となりました。

変更前の報酬等 (～平成29年3月)

給与規程に基づくもの

変更前の報酬等 (平成29年4月～)

給与、手当その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受ける全てのもの(※)

(※) 現実に提供された労働に対する対価だけではなく、経常的かつ実質的に受けるもので、通常の生計に充てられる全てのもの



4月から共済掛金等徴収の対象となった一時金等

名称	概要	支給会社	取扱い
配転一時金	施設改廃等に伴い他の事業所へ配置転換となった社員に支給	全社	「期末手当等」
役割グループ変更特別一時金	医療職の社員について、事業所の閉鎖等に伴い、事務職等の職種・コースに変更となった場合に支給	日本郵政	〃
通信教育一時金	会社が指定した資格について、通信教育講座の費用及び受験料の一部を支給	日本郵政 日本郵便 ゆうちょ銀行	〃
能力開発支援金	・通信教育講座の受講費用の一部を助成 ・会社が指定する資格を取得した場合、取得した資格に応じて奨励金等を支給	かんぽ生命保険	〃
病児保育補助	指定施設の病児・病後児保育料の一部を補助	全社	〃
差額ベッド補助	入院時差額ベッド料金の一部を補助 ※5月から反映予定	全社	〃
利子補給	賞与支給月数の減に伴い社員が貸付を受けた場合、弁済に要した利息の一部を補助 ※支給月は4、8、12月の3回に変更	全社	〃
月極保育補助	指定保育施設の月極保育料の一部を補助	全社	「報酬」

(注1) 年4回以上支給されるものは「報酬」、3回以下支給されるものは「期末手当等」となります。

(注2) 社宅入居者の現物給与(社宅貸与)は、法令の規定により平成27年10月から「報酬」に含めています。

共済掛金等の額の計算例をホームページお知らせ欄に掲載していますのでご覧ください。

〈標準報酬・任継担当〉



組合員証（保険証）等は必ず返納してください

退職や短時間勤務へ転換となった場合（下図参照）は、組合員や被扶養者の資格を失いますので、**組合員証等（※）を速やかに共済組合へ返納してください。**

なお、資格を失った後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合は不正使用となり、共済組合が負担した医療費（総医療費の7割～9割）を返還してもらうほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

※組合員証等とは、次のものをいいます。

- 1 カード（一般的に保険証と呼ばれます）
組合員証（組合員に交付しているもの）
被扶養者証（組合員の被扶養者に交付しているもの）
- 2 紙（申請により交付しているもの）

限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証／標準負担額減額認定証
特定疾病療養受療証／一部負担金等免除証明書／一部負担金等徴収猶予証明書

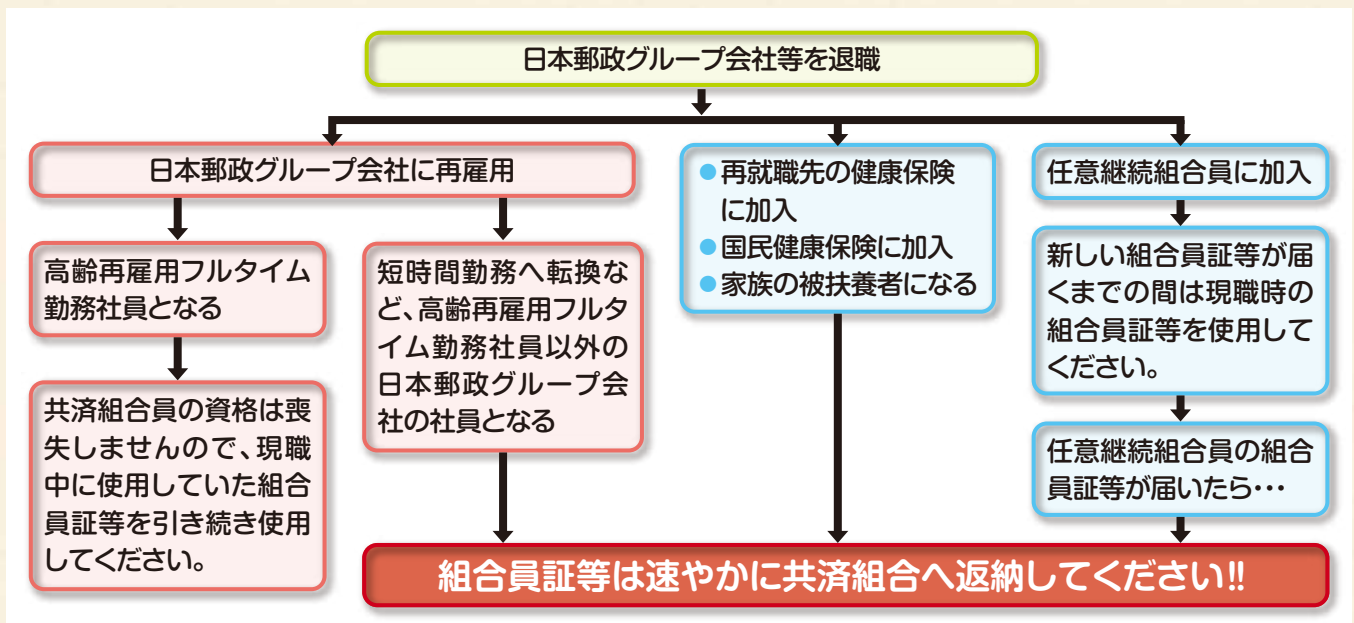
返納する際は、右下の角を
切り取ってください。
切り取った破片は
処分してください。



（カード）



（紙の証）



返納方法

1. カードの右下を切り取ってください（紙の証は切り取り不要です）。
2. 「組合員証等返納票」兼「亡失届」（※）に記入します。
3. 1と2を併せて組合員が直接、共済組合へ郵送してください。

※「組合員証等返納票」兼「亡失届」の掲載先

ホームページ ▶

届出・申請様式 ▶

共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消し ▶

組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届

郵送先 〒330-9793

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

〈被扶養者担当〉

組合員証（保険証）等は必ず携帯しましょう!



組合員証（保険証）を携帯せず保険医療機関で診療等を受けた場合は、共済組合負担分について、後日療養費を請求し給付を受けることができます。けれども、一時的に診療費全額を自己負担していただくことになり、また、共済組合負担分の請求に際して、必要書類を保険医療機関等から取り寄せる必要がありますので、組合員証（保険証）は日ごろから携帯するよう心がけましょう。

〈給付担当〉